

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

農福連携を後押し 農水省が概算要求

農林水産省は農福連携を加速させるため、2020年度から農業法人を対象に、障害者が就労する農業生産施設や加工販売施設の整備費用を新たに助成する。これまでは社会福祉法人や民間企業など福祉側が対象だったが、農業側にも拡大。農福連携への取組みを促し、農業生産の拡大につなげる。

同省が2020年度予算の概算要求に盛り込んだ。2019年度は社会福祉法人や民間企業に福祉農園を始める際の支援として、水耕栽培のハウスといった農業生産施設、加工販売施設などの整備費用を助成。

これとは別に、地域協議会を対象に農業経営体が障害者を受け入れる際に必要な休憩所やトイレなどの付帯施設の整備費用を助成している。

2020年度はこれらの2つの事業を統合する。農業法人、社会福祉法人、民間企業など農業側と福祉側の双方を対象に、農業生産施設、加工販売施設、休憩所、トイレなどの農福連携に必要な複雑な仕組みを分かりやすくし、制度の利用拡大を狙う。

1事業実施主体の上限額は2019年度の最大1,000万円から2020年度は2,500万円と大幅に増やす。事業期間は2年で交付率は2分の1。

農福連携は「農山魚村振興交付金」の中で取組んでいる。2020年度予算の概算要求では、農福連携の具体的な金額を初めて明示。100億1,000万円を要求する同交付金から、13億5,000万円を農福連携に充てる。

併せて、都道府県が設置する農福連携の相談窓口の一本化も支援する。

これまで農福連携の担当は農業、福祉などの部署に分かれ、相談先が分かりにくい例があった。ワンストップ窓口にして農家や社会福祉法人などが気軽に農福連携を相談できるようにする。

2020年度予算の概算要求に盛り込む農福連携推進の支援事業

内容	対象	事業期間	交付率	上限額
障害者らの就労に必要な農業生産施設や加工販売施設などの整備	農業法人 社会福祉法 人民間企業	2年	2分の1	2,500万円
障害者らが働きやすい農業環境を整えるため技術研修			定額	150万円
障害者の特性に合わせた作業内容を助言する「農業版ジョブコーチ」、農家と福祉事業者を結ぶコーディネーターの育成				
農福連携の相談窓口の一本化	都道府県	1年		未定
東京五輪・パラリンピックに合わせたマルシェの開催などプロモーションの実施	民間企業			

「ノウフクJAS」 第1号、4者認証

障害者が生産に携わった食品であることを示す「ノウフクJAS」の第1号が11月1日、誕生した。食品の品質や生産行程に関するJAS（日本農林規格）の認証を受けてマークを表示することで、消費者がより安心して購入できるようになる。障害者の工賃向上や農業の人手不足解消など、農福連携を後押しすることが期待される。

認証第1号となったのは、(株)ウィズファーム（長野県）、(株)ひだまり（同）、さんさん山城（京都府）、NPO法人すまいる（愛知県）。4者は同日、農林水産省で末松広行・農水事務次官と懇談した。末松事務次官は「マークの意味することがきちんと理解され、商品が高く売れるよう努力していくことが大切」と話した。

さんさん山城（社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会）は、地域特産の宇治茶、田辺なす、万願寺とうがらし、えび芋などの生産、加工、販売を行っており、「生鮮食品」と「加工食品」の認証を受けた。新免修施設長は「審査の過程で作業をマニュアル化することで業務を整理できた。費用はかかるが、それ以上の効果がある」と今後に期待する。

ノウフクJASは、障害者が野菜の栽培や牛の飼育、魚の水揚げなどの生産行程に携わった「生鮮食品」と、これらを1種類以上使った「加工食品」などを対象とする。

認証を受けるには登録認証機関（一般社団法人日本基金など）に申請する。書類審査、実地検査を経て、1カ月半ほどで結果が出る。費用は各約15万円で、両方を申請すると割引がある。

認証基準には、障害者が作業しやすい環境をつくること、作業を記録しておくことなどがある。認証後も1年に1回は検査を受けなければならない。

「農福連携(ノウフク)」は、就労に困難がある方々(障害者等)に農業で活躍してもらい、自信や生きがいを持って社会に参画してもらうための取組み。農林水産省と厚生労働省が中心となり、政府全体でこの取組みを推進している。取組みが進められていた農福連携(ノウフク)のうち、実績がある障害者の取組みを規格化したものがノウフクJAS。

ノウフクJASの対象は、野菜の収穫や豚の飼育、魚の水揚げといった生産行程に障害者が携わったノウフク生鮮食品と、これらを原料としたノウフク加工食品。



農福連携の推進 ～農林水産省

農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。

農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

近年、全国各地において、様々な形での取組が行われており、農福連携は確実に広がりを見せています。

1. 令和元年度の事業の詳細

事業名等	内容	交付率／助成額上限	対象
農福連携整備事業	(1) 福祉農園等整備事業 …注 ○障害者や生活困窮者の雇用及び就労を目的とする農園、高齢者の生きがい農園、リハビリ農園等の福祉農園又はそれらの附帯施設（休憩所、農機具収納庫、駐車場、給排水施設、衛生設備、安全設備等）の整備 ○事業実施主体が経営する福祉農園で生産する農産物の加工又は販売（調理し飲食に供することを含む。）を行う施設の整備	○交付率…2分の1以内 ○助成額上限…モデル区分ごとに、200万円（簡易整備型）、400万円（介護・機能維持型）、500万円（高度営農型）、1000万円（6次産業導入型）	社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、民間企業等
	(2) 受入環境整備事業 農業経営体が労働力として障害者や生活困窮者を受け入れるための施設（休憩所、作業場、更衣室、衛生設備、安全施設等）の整備	○交付率…2分の1以内 ○助成額上限…50万円	地域協議会（構成員として市町村を含むこと）
農福連携支援事業	(1) 福祉農園等支援事業 …注 福祉農園の管理者、当該農園に従事する障害者や生活困窮者等が、専門家の指導により農産物の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等並びに分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成	○交付率…定額 ○助成額上限…150万円（一部40万円加算可）	社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、民間企業等
	(2) 就農等支援研修事業 就農等を希望する障害者や生活困窮者に対する農業経営体における研修並びに分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成	○交付率…定額 ○助成額上限…200万円（一部40万円加算可）	地域協議会（構成員として市町村を含むこと）

注：農福連携整備事業のうち「福祉農園等整備事業」と、農福連携支援事業のうち「福祉農園等支援事業」は、原則として併せて実施すること。

（ただし、福祉農園を既に運営している場合等で、専門家の指導により農産物の生産技術、加工技術、販売手法及び経営手法等の習得を行うための研修、視察等の取組を希望する場合は、「福祉農園等支援事業」にのみ応募することも可能）。

事業名等	内容	交付率／助成額上限	対象
農福連携 人材育成 支援事業	(1) 農業版ジョブコーチ育成・派遣支援事業 農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、障害者の職場定着を支援する人材（農業版ジョブコーチ）の育成及び派遣を行う取組	○交付率・・・定額 ○助成額上限・・・400万円	社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業等
	(2) 施設外就労コーディネーター育成支援事業 障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーディネーター）の育成を行う取組	○交付率・・・定額 ○助成額上限・・・400万円	社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業等

▽詳しくは、農林水産省 農福連携の推進について▽

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html>

障害児入所施設の在り方検討会「第4回医療型WG」開催される

障害児入所施設の在り方に関する検討会『第4回医療型ワーキンググループ』が、令和元年11月11日(月)厚生労働省3階共用第6会議室において開催された。

10月16日に開催された第5回障害児入所施設の在り方に関する検討会で議論された中間報告について報告がなされ、今後の「最終報告書（案）」に向けての追加事項等について議論されている。

▽第4回障害児入所施設の在り方に関する検討会 医療型WG▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07533.html

▽第5回 障害児入所施設の在り方に関する検討会▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07154.html

医療的ケア児等医療情報共有基盤構築事業検討会 開催される

第1回医療的ケア児等医療情報共有基盤構築事業検討会が、令和元年10月25日みずほ情報総研で開催された。

医療的ケア児等の在宅生活支援充実のため、ICTを活用して医療情報等を関係者と共有する仕組みを整備が求められているが、医療的ケア児等医療情報共有基盤構築事業は、平成29年度に構築した医療情報等共有システムのプロトタイプシステムの成果を反映した、実運用システムの構築を行うことを目的に医療情報共有サービスの今後の在り方を提言することを目的としている。

第47回内閣府障害者政策委員会開催される

第47回内閣府障害者政策委員会が令和元年11月14日(木)中央合同庁舎8号館において開催された。

障害者差別解消法の施行後3年の見直しの検討として個別の論点の審議が始まった。

はじめに、障害者基本計画（第4次）の実施状況の監視について、各省庁の平成30年度実施状況の資料が配布され、厚生労働省、文部科学省、国土交通省の3省は報告後に委員との質疑応答が行われている。

文部科学省は、教育の振興や文化芸術活動・スポーツ等の推進について説明後、質疑に入り遅れている発達障害に対する教職員の専門性についてや学校のバリアフリー率は個別に把握していないが、避難所指定の場合は屋内66.6%、屋外68%等説明がなされた。実施状況説明にインクルーシブ教育について無いことなども指摘されていた。

厚生労働省は、障害者の重度高齢化の対応や地域移行と生活の支援等、医療的ケアの必要な障害児支援体制の向上について、日中サービス支援型共同生活や自立生活援助の創設、地域生活支援拠点等の整備促進、就労定着支援について説明がなされた。

国土交通省は、バリアフリー法の推進として、移動等円滑化の促進に関し整備目標と現状、移動等円滑化評価会議について説明がなされた。委員からは目標の数値だけでなくその中身を評価すべきとの意見も出されている。

30年度の実施状況について委員からは、行ったことだけで無く、何が出来ていないのかこれから何を行う予定なのかも明確にすべきとの意見が述べられた。

次に個別の論点として、事業者による合理的配慮の提供は努力義務とされているが、その義務化を含め事業者の取組を促すための方策についてどう考えるかを議論された。経団連からは、個別に具体的な対応を要することからガイドラインや具体例では厳しく提供には柔軟な対応の必要性と、紛争等相談機能の充実が求められた。条例で義務化した東京都からは義務化の経緯と現状、特に必要になると相談体制の強化を図ったことなどが報告された。事務局からは、合理的配慮についての現状と義務化への積極的、消極的意見、検討の方向性の説明がなされた。委員からも様々な意見が出され、相談・紛争解決体制の整備と充実、当事者の建設的な対話が重要であり義務化によりそれらが促されるのではないかと意見もだされた。

引き続き、差別の定義・概念をより明確化することについてどう考えるかの論点に対し議論された。間接差別や関連差別の定義は難しく理解が広がっていないこと、ハラスメントと障害者差別の区別、女性差別等複合的な差別について具体的事例を積み重ねて検討する必要性が述べられた。

次回、48回政策委員会は12月12日に開催される予定である。

▽詳しくは、第47回内閣府障害者政策委員会▽

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_jinkai/index.html

障害者差別解消法の見直しに関する特に議論が必要な論点

～検討の方向性(事務局説明資料より)～

【差別の定義・概念について】

差別の定義・概念をより明確化することについて、どう考えるか。

検討の方向性(案)

間接差別等に具体的にどのような事例が該当するのかは、相談事例等の積み重ねの中で見いだされていくものと考えられる。

このため、基本方針等において、例えば、形式的には障害を理由とする差別でないものであっても、実質的には障害を理由として障害者でない者と不当に差別的な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害することは差別として禁止される旨を明示することなどを検討してはどうか。

【事業者による合理的配慮について】

事業者による合理的配慮の提供は努力義務とされているが、その義務化を含め、事業者の取組を促すための方策について、どう考えるか。

検討の方向性(案)

1. 障害者権利条約の合理的配慮を求める趣旨からは、障害者差別解消法において、事業者も含めて合理的配慮の提供を義務化することがより整合的であるとの指摘がある。
2. また、これまで、障害者差別解消法に基づく基本方針等を定め、合理的配慮の考え方やその参考となる事例を示すとともに、国の行政機関（内閣府、関係省庁）及び地方公共団体において事業者の合理的配慮の提供事例を集積し、事例集などにより周知・提供を行っている。さらには、一部の地方公共団体では、条例により事業者の合理的配慮の提供を義務化しているなど、障害者差別解消に係る制度の趣旨については、一定の定着が図られてきている。
3. さらに、2020年東京パラリンピック競技大会を契機として、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」等を推進し、共生社会の実現を大会のレガシーとすべく、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、「心のバリアフリー」に係る各種取組等が進められているところであり、共生社会の実現に向けた社会的な機運が高まっている。
4. このため、事業者の合理的配慮について現行の努力義務と同様の枠組みを維持しつつ、一定の周知期間を設けた上で、行政機関等と同じく、その実施を義務化することを考えてはどうか。
5. 加えて、合理的配慮は、事業者側から一方的に行われるものではなく、双方の建設的対話による相互理解を通じて実施されるべきものであり、事業者のみならず障害者側も含め、その点に十分留意することが必要である。このため、建設的対話や、障害者等が社会的障壁を解消するための方法等を伝えるコミュニケーションスキルを身に着けることの重要性をより明確にし、事業者・障害者ともに理解を醸成していくことが必要ではないか。の点に十分留意することが必要である。このため、建設的対話や、障害者等が社会的障壁を解消するための方法等を伝えるコミュニケーションスキルを身に着けることの重要性をより明確にし、事業者・障害者ともに理解を醸成していくことが必要ではないか。
6. なお、合理的配慮の提供の内容は個別の事案に応じた多様かつ個別性が高いものであるため、その実施を促す観点からは、障害者のみならず事業者からの相談に適切に応じることができる体制も重要であり、相談・紛争解決体制の整備や各地域における関係機関の連携の在り方について、併せて議論していくことが適切である。

重度障害の2氏初質問 真の共生社会実現へ大きな一歩

愛媛新聞より抜粋

国会が、社会が、真の共生へと踏み出す大きな一歩となることを期待したい。

重い障害があるれいわ新選組の木村英子、船後靖彦両参院議員が国会で初の質疑に臨んだ。障害のため車いすと介助者が必要な議員による質疑は初めてだという。両氏の当選以降、国会では大型車いすを利用できるように本会議場の議席を改修したり、正副議長の記名投票で代筆を認めたりと、バリアフリー化が進展した。さらに今回の質問で、障害の当事者自らが実情や課題を訴えた意義は大きい。国の障害者施策が実態に合ったものに成熟する可能性も高まる。

ただ、終了後船後氏は「(質問時間が)超過し、委員の皆さまにご迷惑をお掛けした」と反省した。言葉を発することができない船後氏は文字盤を使って視線で質問内容を介助者に伝達しており、時間短縮を改善点に上げた。5時間の委員会に出席し、30分間自らの声で質問した木村氏は、体力的な厳しさを漏らした。今後、どのような配慮や環境整備ができるのか、与野党で検討し可能な範囲で対応すべきだ。両氏の国政参加は、多様な人々の集まりである社会の姿を国会に反映させた。それには、国民と政治との距離を近づける効果があると認識してもらいたい。

木村氏と船後氏は今夏の参院選で初当選した。脳性まひにより、体がほとんど動かさない木村氏は、車いすで国土交通委員会に出席。秘書らの介助を受けながら「障害者が地域で生活するにはさまざまなバリアーがある」と説明し、障害者差別解消法の理念実現を訴えた。

また、難病の筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者である船後氏は、文教科学委員会で「障害者の現実を知らないために偏見や差別につながっている」と指摘。障害がある子どもと、ない子どもが同じ場所で学ぶ「インクルーシブ教育」推進を主張した。当事者ならではの視点で、社会の意識改革や社会参加のための仕組みの整備を求めたことは意義深い。両氏の姿は、障害がある人たちの社会参加や自立への励みにもなっただろう。

木村、船後氏の要望に応じ、パソコンなどを通じた音声による発言や、介助者や公設秘書による代読を認めたことは評価したい。障害者差別解消法は、本人の意向を尊重しながら、費用や人手がかかりすぎない範囲で障害者に平等な機会を保障する「合理的配慮」を求めており、その趣旨にも沿うものだ。

一方で両氏は、議員活動中を「経済活動」と見なして介助費を公的補助の対象外とする現行制度の改善を求めている。当面は参院が費用を負担するが弥縫(びぼう)策でしかない。安倍政権が「1億総活躍社会」を掲げる中、仕事を持つことを禁ずるような制度は矛盾しており、早急な改善が不可欠だ。両氏の国政進出により、障害者に対する社会の意識は変わり始めている。その流れをせき止めてはならない。

第15回チャリティ墨書展 開催案内

- ◇日 程：令和元年12月14日(土)～15日(日)
午前10時30分～午後7時まで（15日は午後4時まで）
- ◇会 場：奈良まほろば館
東京都中央区日本橋室町1-6-2 日本橋室町162ビル1階・2階
- ◇問合せ先：奈良県肢体不自由児者父母の会連合会事務局 ☎0744-29-0140

災害義援金 受領のご報告

このたびは災害義援金を賜り誠にありがとうございました。
皆様方の暖かいご支援に心より厚く御礼申し上げます。

※ご送金いただきましたご名義で掲載しております。

奈良県肢体不自由児者父母の会連合会様	令和元年11月6日	¥11,562-
世田谷区肢体不自由児(者)父母の会様	令和元年11月11日	¥20,000-
足立区肢体不自由児者父母の会様	令和元年11月14日	¥50,000-
	令和元年11月18日現在	¥1741,056-

事務局より

- ・全肢連 令和元年第4回理事会 開催日程について

- 日 程：令和2年2月14日(金) 午後1時30分～午後3時30分（午後1時より受付）
○会 場：IKE Biz ※会場名未定

※改めて正式文書でお知らせします。

令和2年度通常総会(全国会長・事務局長会議)日程について

通年5月第3土曜日に開催しておりましたが、会場の都合により下記日程となりましたのでお知らせいたします。

なお、詳細につきましては後日改めてお知らせします。

* 日 時：令和2年5月23日(土) 12時受付開始 13時開会(予定)

* 会 場：IKE Biz 6階多目的ホール